



市章

大和高田市公報



市の木：さざんか

目次

規則

- 大和高田市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則(税務課)..... 3
- 大和高田市学校給食費徴収条例施行規則の一部を改正する規則(学校教育課)..... 9

告示

- 大和高田市指定ごみ袋及び粗大ごみ処理券取扱店に関する要綱の一部を改正する告示(企画整備課)..... 9
- 都市計画法に基づく大和都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の縦覧(都市計画課)..... 10
- 放置自転車等の移動、保管(生活安全課)..... 10
- 令和元年度大和高田市一般会計補正予算(第4号)の要領の公表(財政課)..... 11
- 10月市議会臨時会の招集(〃)..... 12
- 公示送達(税務課)..... 12
- 令和元年度大和高田市一般会計補正予算の要領の公表(財政課)..... 13
- 引取りのない自転車等の処分(生活安全課)..... 16
- 公示送達(収納対策室)..... 16
- 公示送達(〃)..... 17
- 公示送達(〃)..... 17
- 公示送達(〃)..... 17
- 公示送達(〃)..... 18
- 指定地域密着型サービスの事業の廃止(介護保険課)..... 18
- 違反広告物の除却、保管(都市計画課)..... 19
- 公示送達(収納対策室)..... 19
- 公示送達(税務課)..... 19

公告

- 高田千本桜樹木調査業務委託に関する条件付き一般競争入札公告(契約監理室)..... 20
- 大和高田市公営住宅等長寿命化計画改定業務に関する条件付き一般競争入札公告(〃)..... 23
- 土庫中学校プールサイド改修工事に関する条件付き一般競争入札公告(〃)..... 26
- 高田中学校プールサイド改修工事に関する条件付き一般競争入札公告(〃)..... 28
- 大和高田市保健センター多目的ホール他室内改修工事に関する条件付き一般競争入札公告(〃)..... 31
- 公売公告兼見積価額公告(収納対策室)..... 34
- 大和高田市総合公園水路整備工事に関する条件付き一般競争入札公告(契約監理室)..... 35
- 大中地内道肩改良工事に関する条件付き一般競争入札公告(〃)..... 38

○日之出西本町地内側溝修繕工事に関する条件付き一般競争入札公告() 4 1

教育委員会

○教育委員会10月定例委員会の招集(教育総務課) 4 3

選挙管理委員会

○選挙管理委員会の招集(選挙管理委員会) 4 4

農業委員会

○農業委員会10月定例委員会の招集(農業委員会) 4 4

公営事業

○敷枝大谷地内管渠工事(5)・給配水管移設工事(G5)に関する条件付き一般競争入札公告(下水道課) 4 5

○土枝池尻地内管渠工事(10)に関する条件付き一般競争入札公告() 4 7

○高5枝北片塩町地内管渠工事(59)・給配水管移設工事(G59)に関する条件付き一般競争入札公告() 5 0

原稿誤り

○令和元年10月10日付け大和高田市公報第369号正誤 5 3

規 則

規則第10号

大和高田市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年9月30日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則
大和高田市税賦課徴収条例施行規則(昭和37年規則第9号)の一部を次のように改正する。
別表中

「

様式第20号 (その5)	軽自動車税納税証明書(継続検査用)	
様式第21号	納税管理人申告書	法第300条、法第355条、 法第590条、法第702条 の5

」を

「

様式第20号 (その5)	軽自動車税(種別割)納税証明書(継続検査用)	法第20条の10、条例第8条
様式第20号 (その6)	軽自動車税(種別割)納税証明書(継続検査用 口座振替分)	法第20条の10、条例第8条
様式第21号	納税管理人申告書	法第300条、法第355条、 法第590条、法第702条 の5

」に改め、

「

様式第35号 (その1)	軽自動車税(種別割)納税通知書兼 領収書・納税証明書(継続検査用)	法第446条第1項、条例第 78条
様式第35号 (その2)	軽自動車税納付書 領収済通知書 (全期分)	法第446条第1項、条例第 78条
様式第35号 (その3)	軽自動車税納税通知書(口座振替)	法第446条第1項、条例第 78条
様式第36号	軽自動車税領収証書・納税証明書(継続検査用) (口座振替分)	条例第78条
様式第37号	軽自動車税申告書兼標識交付申請書	条例第79条第1項
様式第38号	軽自動車税廃車申告書	条例第79条第2項
様式第39号	軽自動車税変更申告書	条例第79条第3項
様式第40号 (その1)	原動機付自転車標識のひな型	条例第83条第4項

」を

「

様式第35号 (その1)	軽自動車税(種別割)納税通知書	法第463条の18第2項、 条例第78条
-----------------	-----------------	-------------------------

様式第35号 (その2)	軽自動車税(種別割)納税通知書(口座振替分)	法第463条の18第2項、 条例第78条
様式第36号	軽自動車税(種別割)納付書・納税 証明書	法第463条の18、法第2 0条の10、条例第8条
様式第37号	軽自動車税(種別割)申告書兼標識 交付申請書	条例第79条第1項
様式第38号	軽自動車税(種別割)廃車申告書	条例第79条第3項
様式第39号	削除	
様式第40号 (その1)	原動機付自転車標識のひな型	条例第83条第4項

」に改め

る。

様式第20号(その5)を次のように改める。

様式第20号(その5)(第3条関係)

軽自動車税(種別割)納税証明書

		第	号
納 税 者	住 所 (所在地)		
	氏 名 (名 称)		
車 両 番 号			
納 税 年 月 日			
証 明 書 有 効 期 限			
備 考			
(注) 1 継続検査において自動車検査証の返付を受けようとする際に、この証明書を提示して下さい。 2 滞納が天災その他やむを得ない事由によるものである場合には、備考欄にその旨記載されます。 3 賦課期日(4月1日)後に所有者の変更があった場合には、備考欄に変更後の所有者について賦課期日の 属する年度においては滞納がない旨記載されます。 4 この証明書の有効期限欄には、この証明書の交付後、最初に到来する納期限の前日が記載されます。			

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

大和高田市長



様式第20号(その5)の次に次の1様式を加える。

様式第20号(その6)(第3条関係)

軽自動車税(種別割)納税証明書

年度 継続検査用

氏名 (名称)	
住所 (所在地)	
標識番号	
納税済年月日	
本書の有効期限	

上記の自動車に係る軽自動車税は、滞納のないことを証明します。

大和高田市長

印

※ この軽自動車税(種別割)納税証明書は継続検査の際に必要ですので、軽自動車検査証と一緒に保管してください。

※ 継続検査において自動車検査証の返付を受けようとする際に、この証明書を提示して下さい。

市税の納付にご利用いただきまして
ありがとうございます。振替(払込)済みのご連絡として

「継続検査用納税証明書」を送付します。

左の証明書は継続検査(車検)を申請する際に必要
ですので、大切に保管してください。

様式第35号(その1)及び様式第35号(その2)を次のように改める。

様式第35号(その1)(第3条関係) (表面)

軽自動車税(種別割)納税通知書

次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

大和高田市長 [印]

年度 全期

世帯番号	
通知番号	
識別番号	

【納付者氏名】

標 識 番 号	車種
税 額	円

納 期 限

(裏面)

1. 軽自動車税(種別割)は地方税法及び大和高田市税賦課徴収条例の規定に基づいて原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車に対して4月1日現在の所有者に年税額が課せられます。なお、所有権留保付売買の対象となったものについては、買主が、納税義務者とされています。

2. 納税義務者はこの通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して審査請求をすることができます。なお、この通知書の決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。また、処分取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から、3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

3. 納税義務者が納期限までに税金を完納しなかったときは納期限の翌日から納付までの期間に応じ、特例基準割合+年7.3%(納期限の翌日から1月を経過する日までの期日については、特例基準割合+1%)の割合を乗じて計算した金額を徴収します。
※特例基準割合の定義

各年の前々年10月から前年9月までにおける国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の平均割合に1%を加算した割合。
※督促手数料100円(平成26年4月1日以降に発した督促状について適用)

4. 納期限までに税金を完納しないため、督促を受け、かつその督促状を発付した日から起算して10日を経過した日までにこの税金に係る徴収金を完納しない場合は滞納処分を受けることになります。

5. 身体又は精神に障害を有し歩行が困難な方で、一定の要件に該当する場合には、軽自動車税(種別割)が減免になる制度があります。なお、該当者は納期限までに個人番号が記載されている物(マイナンバー通知カード等)、印鑑、納税通知書、車検証、運転される方の運転免許証及び身体障害者手帳等を持参し減免申請を行ってください。期日までの申請が減免の対象となります。

様式第35号(その2)(第3条関係)

(表面)

軽自動車税(種別割)納税通知書

次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

大和高田市長

印

年度 全期

世帯番号	
通知番号	
識別番号	

【納付者氏名】

金融機関			
口座種別		口座番号	
口座名義人			

標識番号	車種
税額	円

納期限

(裏面)

1. 軽自動車税(種別割)は地方税法及び大和高田市税賦課徴収条例の規定に基づいて原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車に対して4月1日現在の所有者に年税額が課せられます。なお、所有権留保付売買の対象となったものについては、買主が、納税義務者とされています。

2. 納税義務者はこの通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して審査請求をすることができます。なお、この通知書の決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。また、処分取消しをを求める訴えは、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、判決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から、3月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

3. 納税義務者が納期限までに税金を完納しなかったときは納期限の翌日から納付までの期間に応じ、特例基準割合+年7.3%(納期限の翌日から1月を経過する日までの期日については、特例基準割合+1%)の割合を乗じて計算した金額を徴収します。

※特例基準割合の定義

各年の前々年10月から前年9月までにおける国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の平均割合に1%を加算した割合。

※督促手数料100円(平成26年4月1日以降に発した督促状について適用)

4. 納期限までに税金を完納しないため、督促を受け、かつその督促状を発付した日から起算して10日を経過した日までにこの税金に係る徴収金を完納しない場合は滞納処分を受けることになります。

5. 身体又は精神に障害を有し歩行が困難な方で、一定の要件に該当する場合には、軽自動車税(種別割)が減免になる制度があります。なお、該当者は納期限までに個人番号が記載されている物(マイナンバー通知カード等)、印鑑、納税通知書、車検証、運転される方の運転免許証及び身体障害者手帳等を持参し減免申請を行ってください。期日までの申請が減免の対象となります。

様式第35号(その3)を削る。

様式第36号、様式第37号及び様式第38号を次のように改める。

様式第36号(第3条関係)

大和高田市 年度 軽自動車税(種別割) 納入済通知書

加入者名	口座番号	合計金額	円
収納期間番号	納付番号	確認番号	納付区分
納付期限	期別	通知番号	

延滞金	円	督促手数料	円	総合計	円
氏名	納付者	領収日付印			
収納用	コンビニ				

収納代行会社: (主管課/コンビニ本部控)

原符 (大和高田市) 年度 軽自動車税(種別割)

加入者名	口座番号	期別	通知番号	納付番号	納付者氏名
税(料)額	円	督促手数料	円	延滞金	円
合計金額	円	納付期限	円		
主管課名	領収日付印				

収納代行会社: (金融機関/コンビニ店請控)

領収証書 (大和高田市) 年度 軽自動車税(種別割)

通知書番号	納付番号	納付者氏名	税(料)額	円
督促手数料	円	延滞金	円	合計額
円	円	円	円	円
納付期限				

収納代行会社: (納付者控)

領収日付印
収入印紙不要

軽自動車税(種別割) 納税証明書 (大和高田市) 年度

標識番号

上記の軽自動車に係る軽自動車税(種別割)は、滞納がないことを証明します。

証明書有効期限

上記を「*」印で抹消したものは、領収日付印のないものは無効です。

大和高田市長 [印]

主管課名	領収日付印
------	-------

(納付者控)

様式第37号(第3条関係)

軽自動車税(種別割) 申告(報告)書兼標識交付申請書 (原動機付自転車・小型特殊自動車)

年 月 日

大和高田市長 様

次のとおり申告(報告)及び申請します。

申告の理由	種別		標識番号
	新規	変更	
0□ 購入 1□ 譲受け 2□ 転入 9□ その他	43□ 所有者 □ 使用者 □ 住所 42□ 標識番号 41□ その他	1□ 第一種(0.05L以下) 2□ 第二種乙(0.09L以下) 3□ 第二種甲(0.125L以下) 6□ ミニカー	4□ 農耕作業用 5□ その他
			納税義務発生年月日 年 月 日 旧標識番号

納税(申告・報告)義務者	所有者	住所又は所在地 〒□□□-□□□□	所有形態	1. 自己所有 2. 所有権留保 3. 商品車 4. リース車 5. その他 ()
	使用者	住所又は所在地 〒□□□-□□□□	主たる定置場	1. 左記所有者の住所又は所在地と同じ () 2. ()
届出者	住所又は所在地	住所又は所在地 〒□□□-□□□□	車名	型式及び年式
	電話番号	電話番号	車台番号	型式認定番号
			販売証明書	原動機の型式 L kw

上記原動機付自転車・小型特殊自動車を販売又は譲渡したことを証明します。

年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

電話番号

様式第38号(第3条関係)

軽自動車税(種別割)廃車申告書兼標識返納書
(原動機付自転車・小型特殊自動車)

年 月 日

大和高田市長 様

次のとおり申告及び標識の返納をします。

申告の理由		種 別				
廃車		原動機付自転車	小型特殊自動車			
01□ 廃棄	<input type="checkbox"/> 第一種(0.05L以下) <input type="checkbox"/> 第二種乙(0.09L以下) <input type="checkbox"/> 第二種甲(0.125L以下) <input type="checkbox"/> ミニカー	<input type="checkbox"/> 農耕作業用 <input type="checkbox"/> その他 ()	標識番号			
02□ 譲渡			廃車年月日	年 月 日		
03□ 転出						
04□ 盗難						
05□ 紛失						
09□ その他						

納税(申告・報告)義務者	所有者	住所又は所在地	〒□□□-□□□□		主たる定置場	1.左記所有者の住所又は所在地と同じ		
		(フリガナ)氏名又は名称	Ⓜ			2.		
		生年月日	年 月 日	電話番号				
	使用者	住所又は所在地	〒□□□-□□□□		車 名	型式及び年式	原動機の型式番号	
		(フリガナ)氏名又は名称	Ⓜ		型 年式			
		生年月日	年 月 日	電話番号	車台番号	型式認定番号	総排気量又は定格出力 L k w	
	届出者	住所又は所在地	〒□□□-□□□□		標識返納の有無	標識返納がない場合、その理由		
		(フリガナ)氏名又は名称	Ⓜ		0.有	イ.盗難 ロ.紛失 ハ.破損 ニ.その他()		
		生年月日	年 月 日	電話番号	1.無	[具体的に:]		
					届出年月日	年 月 日	被害年月日	年 月 日
				届出警察署	警察署			
				受理番号				

様式第39号を削る。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

規則第13号

大和高田市学校給食費徴収条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年9月30日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市学校給食費徴収条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市学校給食費徴収条例施行規則(平成29年規則第1号の2)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第3号中「月額4,100円」の次に「(うち副食費(大和高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第16号)第13条第4項第3号ア又はイに定める副食の提供に要する費用をいう。以下同じ。))は、3,400円とする。))」を加える。

第8条第1項第3号中「250円」の次に「(うち副食費は、210円とする。))」を加える。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

告 示

告示第77号

大和高田市指定ごみ袋及び粗大ごみ処理券取扱店に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年9月30日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市指定ごみ袋及び粗大ごみ処理券取扱店に関する要綱の一部を改正する告示
大和高田市指定ごみ袋及び粗大ごみ処理券取扱店に関する要綱(平成17年告示第161号)を次のように改正する。

第11条を次のように改める。

(取扱委託料)

第11条 市長は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額に消費税及び地方消費税を加えた額を取扱委託料として取扱店に支払うものとする。

- (1) 指定ごみ袋大(容量45リットル) 1箱(500枚入) 1,500円
- (2) 指定ごみ袋中(容量30リットル) 1箱(500枚入) 1,000円
- (3) 指定ごみ袋小(容量15リットル) 1箱(500枚入) 500円
- (4) 粗大ごみ処理券 1組(25枚入) 500円

第16条第3号中「要綱」を「告示」に改める。

附 則

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

告示第81号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により大和都市計画生産緑地地区を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和元年10月1日

大和高田市長 堀内 大造

- 1. 都市計画の種類
大和都市計画生産緑地地区
- 2. 都市計画を定める土地の区域
大和都市計画(大和高田市)市街化区域内
- 3. 縦覧場所
大和高田市環境建設部都市計画課

告示第82号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第9条及び第9条の2第2項の規定により放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

令和元年10月1日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内及び放置禁止区域外の公共の場所に放置されていたため
- 2 移動年月日、移動対象区域、移動自転車等の数量

(1) 放置禁止区域

移動年月日	近鉄大和高田駅・JR高田駅周辺		近鉄高田市駅周辺		近鉄松塚駅周辺		近鉄浮孔駅周辺		近鉄築山駅周辺	
	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車
令和元年9月3日									1	

令和元年9月4日	1									
令和元年9月9日	2		1							
令和元年9月25日	1									
令和元年9月30日	1									

(2) 放置禁止区域外の公共の場所

移動年月日	場所の区分	地区	自転車	原動機付自転車
令和元年9月4日	道路	大和高田市旭北町地内	1	
令和元年9月4日	道路	大和高田市旭南町地内	1	

3 保管場所

大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下
大和高田市高架下自転車保管所

4 引取期間

告示日から60日間。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

5 引取時間

午前9時から正午までと午後1時から午後4時まで

6 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証、運転免許証、保険証等)を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 2,000円

イ 保管費 移動日から14日以内は無料。ただし、無料期間を経過した日以降は、大和高田市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる市の休日を除き、1日当たり50円を徴収する。総額は、1,000円を限度とする。

7 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

告示第83号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、令和元年10月3日付けで専決処分した予算の要領は次のとおりです。

令和元年10月3日

大和高田市長 堀内 大造

1 令和元年度大和高田市一般会計補正予算(第4号)

令和元年度大和高田市一般会計補正予算(第4号)

令和元年度大和高田市の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,877,164千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
---	---	-------	-----	---

10. 地方交付税		7,300,264	300	7,300,564
	1. 地方交付税	7,300,264	300	7,300,564
補正されなかった科目に係る額		19,576,600	0	19,576,600
歳入合計		26,876,864	300	26,877,164

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		4,473,667	300	4,473,967
	1. 総務管理費	3,876,101	300	3,876,401
補正されなかった科目に係る額		22,403,197	0	22,403,197
歳出合計		26,876,864	300	26,877,164

告示第84号

令和元年10月15日、次の事件を付議するため、大和高田市議会臨時会を本市議事堂に招集する。

令和元年10月7日

大和高田市長 堀内 大造

報第 4号 専決処分の報告について

・令和元年度大和高田市一般会計補正予算(第3号)

報第 5号 専決処分の報告について

・令和元年度大和高田市一般会計補正予算(第4号)

議第60号 令和元年度大和高田市一般会計補正予算(第5号)

告示第85号

令和元年度市民税・県民税納税通知書を郵便により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は、財務部税務課市民税係で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和元年10月8日

大和高田市長 堀内 大造

1. 納税通知書の発送年月日

令和元年9月10日

2. 送達を受けるべき者

省略(市役所前掲示場掲示済み)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第85号の2

令和元年10月議会において成立した次の予算の要領を地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により公表します。

令和元年10月15日

大和高田市長 堀内 大造

1 令和元年度大和高田市一般会計補正予算(第5号)

令和元年度大和高田市一般会計補正予算(第5号)

令和元年度大和高田市の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ85,211千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,962,375千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9. 地方特例交付金		226,600	9,731	236,331
	3. 子ども・子育て支援臨時交付金	176,600	9,731	186,331
10. 地方交付税		7,300,564	41,533	7,342,097
	1. 地方交付税	7,300,564	41,533	7,342,097
12. 分担金及び負担金		316,695	△1,407	315,288
	2. 負担金	300,225	△1,407	298,818
14. 国庫支出金		4,503,926	9,178	4,513,104
	1. 国庫負担金	4,072,356	1,510	4,073,866
	2. 国庫補助金	361,671	7,668	369,339
15. 県支出金		1,570,243	1,579	1,571,822
	1. 県負担金	1,120,213	755	1,120,968

	2. 県補助金	310,263	824	311,087
17. 寄附金		306	1,606	1,912
	1. 寄附金	306	1,606	1,912
18. 繰入金		1,153,725	79	1,153,804
	1. 基金繰入金	1,153,725	79	1,153,804
20. 諸収入		234,731	8,312	243,043
	4. 雑入	214,601	8,312	222,913
21. 市債		2,849,400	14,600	2,864,000
	1. 市債	2,849,400	14,600	2,864,000
補正されなかった科目に係る額		8,720,974	0	8,720,974
歳入合計		26,877,164	85,211	26,962,375

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		4,473,967	△25,199	4,448,768
	1. 総務管理費	3,876,401	△25,199	3,851,202
3. 民生費		11,105,164	32,459	11,137,623
	1. 社会福祉費	5,200,950	19,935	5,220,885
	2. 児童福祉費	3,132,087	11,415	3,143,502
	3. 生活保護費	2,771,823	1,109	2,772,932
4. 衛生費		2,695,920	12,767	2,708,687
	1. 保健衛生費	1,000,059	12,767	1,012,826
6. 農林水産業費		167,630	1,710	169,340
	1. 農業費	167,630	1,710	169,340

7. 商工費		252,088	11,206	263,294
	1. 商工費	252,088	11,206	263,294
8. 土木費		1,878,262	36,989	1,915,251
	1. 土木管理費	124,395	7,876	132,271
	4. 都市計画費	1,375,665	29,113	1,404,778
10. 教育費		2,691,577	15,279	2,706,856
	1. 教育総務費	452,383	8,477	460,860
	5. 幼稚園費	224,323	6,802	231,125
	7. 保健体育費	545,923	0	545,923
補正されなかった科目に係る額		3,612,556	0	3,612,556
歳 出 合 計		26,877,164	85,211	26,962,375

第2表 債務負担行為補正

事 項	期 間	限 度 額
保育所及び子ども園給食調理業務委託料	令和5年3月末まで	130,482千円
地域福祉計画等策定業務委託料	令和3年3月末まで	2,639千円

第3表 地方債補正

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総合公園整備事業	千円	(借入方法)	%	政府資金に	千円	(借入方法)	%	政府資金に
			3.0	ついては、そ			3.0	ついては、そ
		普通貸借又は	以内	の融資条件に		普通貸借又は	以内	の融資条件に
		証券発行の方	(ただし、	より、銀行そ		証券発行の方	(ただし、	より、銀行そ
	6,700	法による。	利率見直	他の場合に	21,300	法による。	利率見直	他の場合に
			し方式で	はその債権者			し方式で	はその債権者
			借入れる	と協定するも			借入れる	と協定するも
			場合につ	のによる。			場合につ	のによる。
			いて、利	ただし、市			いて、利	ただし、市
			率の見直	財政の都合に			率の見直	財政の都合に
		しを行っ	より据置期間			しを行っ	より据置期間	
		た後にお	及び償還期間			た後にお	及び償還期間	
		いては、	を短縮し、又			いては、	を短縮し、又	
		当該見直	は繰上償還も			当該見直	は繰上償還も	
		し後の利	しくは低利に			し後の利	しくは低利に	
		率)	借換えするこ			率)	借換えするこ	
			とができる。				とができる。	

告示第86号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(平成5年規則第33号)第5条の規定により告示します。

令和元年10月16日

大和高田市長 堀内 大造

1. 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため

2. 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下
大和高田市高架下自転車保管所

3. 処分年月日

令和2年1月6日

4. 処分対象自転車等の移動年月日

令和元年7月1日から令和元年7月31日までの間

告示第87号

差押調書を郵便により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和元年10月18日

大和高田市長 堀内 大造

1 この通知の発送年月日

(市役所前掲示場掲示済み)

2 送達を受けるべき者

省略(市役所前掲示場掲示済み)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第88号

令和元年度国民健康保険税第1期、2期、過新分の督促状を郵便により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和元年10月18日

大和高田市長 堀内 大造

1 この通知の発送年月日

令和元年度国民健康保険税第1期 令和元年8月22日

令和元年度国民健康保険税第2期 令和元年9月25日

令和元年度国民健康保険税過新分 令和元年6月24日

2 送達を受けるべき者

省略(市役所前掲示場掲示済み)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第89号

令和元年度市県民税第1期の督促状を郵便により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和元年10月18日

大和高田市長 堀内 大造

1 この通知の発送年月日

令和元年度 市県民税第2期 令和元年9月26日

2 送達を受けるべき者

省略(市役所前掲示場掲示済み)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第90号

平成29年度国民健康保険税第1期～5期の督促状を郵便により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和元年10月18日

大和高田市長 堀内 大造

1 この通知の発送年月日

平成29年度国民健康保険税第1期	平成29年 8月28日
平成29年度国民健康保険税第2期	平成29年 9月28日
平成29年度国民健康保険税第3期	平成29年10月30日
平成29年度国民健康保険税第4期	平成29年11月29日
平成29年度国民健康保険税第5期	平成29年12月26日

2 送達を受けるべき者

省略(市役所前掲示場掲示済み)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第91号

平成30年度国民健康保険税第5期～8期の督促状を郵便により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和元年10月18日

大和高田市長 堀内 大造

1 この通知の発送年月日

平成30年度国民健康保険税第5期	平成30年12月21日
平成30年度国民健康保険税第6期	平成31年 2月 6日
平成30年度国民健康保険税第7期	平成31年 3月 8日
平成30年度国民健康保険税第8期	平成31年 3月25日

2 送達を受けるべき者

省略(市役所前掲示場掲示済み)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第92号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定により指定地域密着型サービスの事業の廃止の届出がありましたので、同法第78条の11の規定により、次のとおり告示します。

令和元年10月23日

大和高田市長 堀内 大造

1 介護保険事業所番号

2970201378

2 事業者の名称

有限会社 恵生

3 事業所の名称及び所在地

デイサービス恵生

大和高田市北本町8番36号

4 サービスの種類

地域密着型通所介護

5 廃止年月日

令和元年10月31日

告示第93号

市内において、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置してはならない地域、場所及び物件に掲出されていた広告物を次のとおり屋外広告物法第7条第4項及び同法第8条第1項の規定により除却し、保管したので告示します。

なお、引取りのない場合は、屋外広告物法第8条第4項の規定により、当該広告物を廃棄します。

令和元年10月28日

大和高田市長 堀内 大造

- 1. 引取期間 公示の日から2週間（屋外広告物法第8条第3項第1号に規定する広告物については2日間）
- 2. 引取方法 引取人がその広告物又は掲出物件の返還を受けるべき所有者等であることが確認できるものを提示し、受領書及び誓約書と引換えに返還する。
- 3. 引取時間 午前9時から午後5時まで（ただし、土日祝日を除く。）
- 4. 連絡先 大和高田市役所 環境建設部 都市計画課
TEL 0745-22-1101

整理番号	名称	種類	数量	設置場所	除却日	保管開始日	保管場所
1	堀田晃和(株)	はり札	8	市内	R1・10・16	R1・10・16	市役所西駐車場
2	スマートハウジング	はり札	2	市内	R1・10・16	R1・10・16	市役所西駐車場
3	朝日ホーム	はり札	2	市内	R1・10・16	R1・10・16	市役所西駐車場

告示第94号

差押解除通知書、参加差押解除通知書、交付要求解除通知書を郵便により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和元年10月28日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 この通知の発送年月日
省略（市役所前掲示場掲示済み）
- 2 送達を受けるべき者
省略（市役所前掲示場掲示済み）

（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第95号

令和元年度市民税・県民税納税通知書を郵便により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は、財務部税務課市民税係で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和元年10月30日

大和高田市長 堀内 大造

1. 納税通知書の発送年月日

令和元年10月11日

2. この公示送達により変更する納期限

変更前 令和元年10月31日

変更後 令和元年12月25日

3. 送達を受けるべき者

省略(市役所前掲示場掲示済み)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

公 告

公告第71号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

令和元年10月3日

大和高田市長 堀内 大造

1 業務名	高田千本桜樹木調査業務委託
2 履行場所	大和高田市 大字大中他 地内
3 履行期間	契約締結日から令和2年2月28日(金)まで
4 業務内容	入札説明書(仕様書)のとおりに
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木関係建設コンサルタント業務(「造園」又は「都市計画及び地方計画」部門)に登録している者であること。</p> <p>(2) 下記ア～エのいずれかの資格を有する者を管理技術者として配置できる者であること。</p> <p>ア 技術士(総合技術監理部門)「建設一都市計画及び地方計画」</p> <p>イ 技術士(建設部門)「都市計画及び地方計画」</p> <p>ウ RCCM(造園)</p> <p>エ 上記ア又はイと同等の能力と経験を有する技術者(建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第3条第1項により認定された技術者)</p> <p>(3) 一般財団法人日本緑化センター認定の「樹木医」及び一般社団法人街路樹診断協会認定の「街路樹診断士」の資格を有する者を担当技術者として配置できる者であること。</p> <p>(4) 奈良県内に本店又は支店等(委任先に限る。)を有する者であること。</p>

	<p>(5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p> <p>(7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(8) (5)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類(以下「申請書等」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 一般競争入札参加資格確認申請書(指定様式) ② 5の(2)に掲げる配置予定の管理技術者の資格者証等の写し ③ 5の(3)に掲げる配置予定の担当技術者の資格者証等の写し ④ 暴力団排除に関する誓約書(指定様式) <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 令和元年10月4日(金)から令和元年10月15日(火)まで。 ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書(仕様書)の配布</p>	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 令和元年10月4日(金)から令和元年10月15日(火)まで。 ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p>

	<p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 令和元年10月24日(木)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和元年10月25日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和元年10月28日(月)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和元年10月29日(火)午前10時00分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものの</p>

	した入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限比較価格	¥2,070,000-(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第72号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

令和元年10月9日

大和高田市長 堀内 大造

1 業務名	大和高田市公営住宅等長寿命化計画改定業務
2 履行場所	大和高田市 全域
3 履行期間	契約締結日から令和2年3月31日(火)まで
4 業務内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木関係建設コンサルタント業務(都市計画及び地方計画部門)に登録している者であること。 (2) 平成28年8月1日以降において、官公庁発注の公営住宅等長寿命化計画の策定業務又は改定業務の履行実績を有する者であること。 (3) 平成28年8月1日以降において、官公庁発注の公営住宅等長寿命化計画の策定業務又は改定業務の履行実績を有し、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士であり、技術士(建設部門:都市及び地方計画)又はRCCM(都市計画及び地方計画)の資格を有する者を管理技術者として配置できること。 (4) 次の資格を認証取得している者であること。 ア 情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)【ISO/IEC27001(JISQ27001)】 イ プライバシーマーク【JISQ15001】 (5) 奈良県内に本店又は支店等(委任先に限る。)を有する者であること。 (6) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)

	<p>(8) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(9) (6)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類(以下「申請書等」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 一般競争入札参加資格確認申請書(指定様式) ② 5の(2)にかかる平成28年8月1日以降における公営住宅等長寿命化計画策定業務又は改定業務の実績を証明できるもの(契約書、仕様書、テクリス業務概要の写し等) ③ 5の(3)に掲げる配置予定の管理技術者の平成28年8月1日以降における実績を証明できるもの(テクリス技術者情報の印刷等) ④ 5の(3)に掲げる配置予定の管理技術者の資格者証の写し ⑤ プライバシーマーク【JISQ15001】及び情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)【ISO/IEC27001(JISQ27001)】の認定取得を証する書類の写し ⑥ 暴力団排除に関する誓約書(指定様式) <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 令和元年10月9日(水)から令和元年10月18日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書(仕様書)の配布</p>	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 令和元年10月9日(水)から令和元年10月18日(金)まで。</p>

	<p>ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 令和元年10月30日(水)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和元年10月31日(木)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和元年11月5日(火)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和元年11月6日(水)午前10時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落</p>

	札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限比較価格	¥3,480,000-(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第73号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

令和元年10月10日

大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	土庫小学校プールサイド改修工事
2 工事場所	大和高田市 土庫3丁目 地内
3 工事期間	契約締結日から令和2年3月13日(水)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の塗装・防水工事に登録している者であること。 (2) 「塗装工事業」及び「防水工事業」における建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の建設業の許可を受けており、かつ、同法第27条の23第1項の審査を受けている者であること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。) (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。

	<p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。(申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。)</p> <p>(4) 受付期間 令和元年10月11日(金)から令和元年10月18日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 令和元年10月11日(金)から令和元年10月18日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 令和元年10月30日(水)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和元年10月31日(木)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとし、</p> <p>(1) 期限 令和元年11月5日(火)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p>

	<p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
1 1 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。
1 2 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1 3 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和元年11月6日(水) 午前9時20分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
1 4 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
1 5 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
1 6 契約保証金	免除します。
1 7 最低制限比較価格	¥5,190,000-(消費税等抜き)
1 8 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
1 9 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。</p>

公告第74号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

令和元年10月10日

大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	高田中学校プールサイド改修工事
-------	-----------------

2	工事場所	大和高田市 大中東町 地内
3	工事期間	契約締結日から令和2年3月13日(水)まで
4	工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5	入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の塗装・防水工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 「塗装工事業」及び「防水工事業」における建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の建設業の許可を受けており、かつ、同法第27条の23第1項の審査を受けている者であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6	競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。(申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。)</p> <p>(4) 受付期間 令和元年10月11日(金)から令和元年10月18日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7	競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p>

	<p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 令和元年10月11日(金)から令和元年10月18日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 令和元年10月30日(水)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和元年10月31日(木)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和元年11月5日(火)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和元年11月6日(水)午前9時40分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 会議室</p>

	(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限比較価格	¥5,070,000- (消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第75号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

令和元年10月15日

大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	大和高田市保健センター多目的ホール他 室内改修工事
2 工事場所	大和高田市 西町 地内(大和高田市保健センター)
3 工事期間	契約締結日から令和2年1月31日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の建築一式工事に登録している者であること。 (2) 大和高田市格付け等級がD又はE級の者であること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。) (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。 (8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発

	<p>注工事が履行中(落札した時点から竣工検査に合格するまで)の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとし、様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。(申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。)</p> <p>(4) 受付期間 令和元年10月16日(水)から令和元年10月23日(水)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書(仕様書)の配布</p>	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 令和元年10月16日(水)から令和元年10月23日(水)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答</p>	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p>

	<p>(1) 受付期限 令和元年10月30日(水)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和元年10月31日(木)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和元年11月5日(火)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和元年11月6日(水)午後1時30分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとします。</p>
17 最低制限比較価格	<p>¥2,030,000-(消費税等抜き)</p>
18 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
19 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p>

(3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第76号

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

下記により差押財産の公売をしますので、国税徴収法第95条及び第99条の規定により公告します。

令和元年10月23日

大和高田市長 堀内 大造

1	公売財産の内容	別紙付表のとおり			
2	公売の方法	入 札			
3	公 売 日 時	参加申込	令和元年11月6日 午後1時00分から令和元年11月19日 午後11時00分まで		
		入札	令和元年11月26日 午後1時00分から令和元年12月3日 午後1時00分まで		
		開札	令和元年12月3日 午後1時30分		
4	公売場所	インターネット上 Yahoo!官公庁オークションのページ (https://koubai.auctions.yahoo.co.jp/)			
5	公売保証金及び見積価額	別紙付表のとおり			
6	公売保証金納付期限	令和元年11月6日 午後1時00分から令和元年11月19日 午後11時00分まで			
7	売却決定	日時	令和元年12月6日 午後5時00分	場所	大和高田市収納対策室
8	買受代金納付期限	日時	令和元年12月10日 午後2時30分	(ただし、地方税法第19条の7第1項ただし書その他の法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止があった場合を除く。)	
9	買受人についての資格その他の要件	大和高田市インターネット公売ガイドラインに従う			
10	その他	<p>1. 入札に参加するためには、参加申込が必要です。また、公売に参加するためには、上記参加申込期間中に、公売財産の売却区分ごとに公売保証金を納付いただく必要があります。</p> <p>2. 公売による権利移転に伴う費用(移転登記の登録免許税等)は買受人の負担となります。</p> <p>3. 大和高田市は瑕疵担保責任を負いません。</p> <p>4. 公売における注意事項については大和高田市ホームページ上のインターネット公売ガイドラインを確認してください。 公売物件の地図・写真等については大和高田市で閲覧いただけます。もしくは、大和高田市ホームページ(http://www.city.yamatotakada.nara.jp/auction/koubai/index.html)でご覧いただけます。</p>			

配当を受ける者の権利の申出について

公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他この財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに、債権現在額申立書によりその内容を申し出て下さい。

なお、債権現在額申立書の用紙は下記担当部署に用意しています。

※ この公告事項の詳細についてお聞きになりたい方は、下記担当部署までお問い合わせください。

大和高田市・収納対策室 TEL0745-22-1101 (内線236)

公売公告付表

売却区分 番号	大和高田市-1-1-1	見積価額	687,000 円
		公売保証金	70,000 円
公売財産の表示	(土地の表示) 所在 奈良県大和高田市蔵之宮町 地番 142番5 地目 宅地 地積 58.07㎡ (主である建物の表示) 所在 奈良県大和高田市蔵之宮町 142番地5 家屋番号 142番5 種類 居宅 構造 木造瓦葺2階建 床面積 1階34.76㎡ 2階31.27㎡ 以上登記簿による表示		
公売財産の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・近鉄南大阪線 浮孔駅から西へ約0.6km、近鉄南大阪線 高田市駅より南東へ約1.7km(徒歩約20分) ・公道に接していない。 ・家屋内部の調査はしていないため、存置物があるかは不明。 ・今回の公売は、それぞれの共有土地所有権(持分2分の1ずつ)と建物を一緒に出品する形になります。 		
利用状況・法的規制等	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域 市街化区域 ・用途地域 第一種居住区域 ・建ぺい率(指定) 60% ・容積率(指定) 200% ・高度地区 15m 		
その他 公売条件等	<ul style="list-style-type: none"> ・公売に参加する場合は、事前に公売財産の現況、関係公簿等をご確認ください。 ・大和高田市は公売財産の引渡義務を負いません。 ・境界については、隣接地所有者と協議してください。 ・大和高田市は瑕疵担保責任を負いません。 ・公売財産の家のカギは、本人・市役所とも所有していません。 ・公売物件内の動産類については、所有者から口頭で撤去の承認を得ています。 		

公告第77号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

令和元年10月29日

大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	大和高田市総合公園水路整備工事
2 工事場所	大和高田市 大字出 地内(大和高田市総合公園)

3 工事期間	契約締結日から令和2年3月19日(木)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市格付け等級がC級の者であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査に合格するまで)の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。(申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。)</p> <p>(4) 受付期間 令和元年10月30日(水)から令和元年11月6日(水)まで。 ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。

	<p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 令和元年10月30日(水)から令和元年11月8日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 令和元年11月20日(水)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和元年11月21日(木)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和元年11月25日(月)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p>

	<p>(1) 日時 令和元年11月26日(火) 午前9時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限比較価格	<p>¥19,240,000- (消費税等抜き)</p>
18 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
19 部分払	<p>大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。</p>
20 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。</p>

公告第78号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

令和元年10月31日

大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	<p>大中地内道肩改良工事</p>
2 工事場所	<p>大和高田市 大中 地内</p>
3 工事期間	<p>契約締結日から令和2年2月28日(金)まで</p>
4 工事内容	<p>入札説明書(仕様書)のとおり</p>
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市格付け等級がD又はE級の者であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p>

	<p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査に合格するまで)の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。(申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。)</p> <p>(4) 受付期間 令和元年11月1日(金)から令和元年11月8日(金)まで。 ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書(仕様書)の閲覧等</p>	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 令和元年11月1日(金)から令和元年11月12日(火)まで。 ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後</p>

	<p>1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 令和元年11月15日(金)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和元年11月18日(月)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和元年11月20日(水)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和元年11月21日(木)午前9時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の</p>

	価格をもって入札を行った者としします。
16 契約保証金	大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとしします。
17 最低制限比較価格	¥2,490,000- (消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとしします。
19 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止しします。 (3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第79号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告しします。

令和元年10月31日

大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	日之出西本町地内側溝修繕工事
2 工事場所	大和高田市 日之出西本町 地内
3 工事期間	契約締結日から令和2年2月28日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとしします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。 (2) 大和高田市格付け等級がD又はE級の者であること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。) (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。 (8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査に合格するまで)の者でないこと。 (9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は本市指定様式によるものとしします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。

	<p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。(申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。)</p> <p>(4) 受付期間 令和元年11月1日(金)から令和元年11月8日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書(仕様書)の閲覧等</p>	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 令和元年11月1日(金)から令和元年11月12日(火)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答</p>	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 令和元年11月15日(金)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和元年11月18日(月)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
<p>10 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和元年11月20日(水)。入札執行日の前日であるため、この</p>

	<p>日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
1 1 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
1 2 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
1 3 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和元年11月21日(木) 午前9時20分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
1 4 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
1 5 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
1 6 契約保証金	<p>大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとします。</p>
1 7 最低制限比較価格	<p>¥1,860,000-(消費税等抜き)</p>
1 8 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
1 9 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。</p>

教育委員会

教育委員会告示第16号

大和高田市教育委員会10月定例委員会を次のとおり招集する。

令和元年10月15日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

- 1 日時
令和元年10月21日(月)午後2時00分
- 2 場所
市役所4階 委員会室
- 3 議案
第1号 令和元年度教育委員会表彰被表彰者について
第2号 第25回大和高田市ふれあい「スポーツ広場」開催要項(案)について
第3号 第37回市民親子バドミントン大会開催要項(案)について
第4号 後援願いについて
第5号 その他

選挙管理委員会

選挙管理委員会告示第75号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和元年10月3日

大和高田市選挙管理委員会委員長 松村 恵由

- 1 日時
令和元年10月10日(木) 午前9時00分
- 2 場所
大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所 3階 東会議室
- 3 議案
第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による
抹消について
第2号 その他

農業委員会

農業委員会告示第10号

大和高田市農業委員会11月定例委員会を次のとおり招集する。

令和元年10月28日

大和高田市農業委員会会長 今村 平治郎

- 1 日時
令和元年11月8日(金曜日)午後2時
- 2 場所
大和高田市役所 3階 東会議室
- 3 議案
議第1号 農地法第3条第1項について申請の件
議第2号 農地法第18条第6号について通知の件
議第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画につ
いて
議第4号 その他

公営企業

上下水道事業公告第46号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

令和元年10月29日

(上下水道事業管理者)
大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	敷枝大谷地内管渠工事(5)・給配水管移設工事(G5)
2 工事場所	大和高田市 大谷 地内
3 工事期間	契約締結日から令和2年3月23日(月)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 令和元年度大和高田市格付け等級がA級の者であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 土木工事に関する1級の資格を有する監理技術者(契約締結時点において継続して3ヶ月以上の雇用関係にあり、監理技術者講習を5年以内に受講した者)を当該工事に専任で配置できる者であること。</p> <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p> <p>(7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(8) (5)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(8)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによる</p>

	<p>ものは受け付けません。(申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。)</p> <p>(4) 受付期間 令和元年10月30日(水)から令和元年11月6日(水)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 上下水道部下水道課</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 令和元年11月7日(木)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 令和元年10月30日(水)から令和元年11月8日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 上下水道部下水道課</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 令和元年11月25日(月)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部下水道課 FAX 0745-52-1295</p> <p>(3) 回答期限 令和元年11月26日(火)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和元年11月28日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p>

	(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
1 1 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。
1 2 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1 3 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 令和元年11月29日(金) 午前9時20分 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階 会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。
1 4 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
1 5 落札候補者の決定	落札候補者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において入札を行った者とし、低価を示した者を優先します。
1 6 事後審査	落札候補者の優先順位により5(4)に係る確認審査を実施します。 (1) 審査日時 契約監理室から対象者に対して電話連絡いたします。 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階 会議室
1 7 落札者の決定	事後審査の結果、適格者であると判断した者を落札者とします。
1 8 契約保証金	大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとし、
1 9 最低制限比較価格	¥85,780,000-(消費税等抜き)
2 0 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとし、
2 1 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとし、
2 2 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

上下水道事業公告第47号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

令和元年10月29日

(上下水道事業管理者)

大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	土枝池尻地内管渠工事(10)
2 工事場所	大和高田市 池尻 地内
3 工事期間	契約締結日から令和2年3月23日(月)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 令和元年度大和高田市格付け等級がC級の者であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査に合格するまで)の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。(申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。)</p> <p>(4) 受付期間 令和元年10月30日(水)から令和元年11月6日(水)まで。 ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 上下水道部下水道課</p>

7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 令和元年10月30日(水)から令和元年11月8日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 上下水道部下水道課</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 令和元年11月20日(水)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部下水道課 FAX 0745-52-1295</p> <p>(3) 回答期限 令和元年11月21日(木)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和元年11月25日(月)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>

13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 令和元年11月26日(火) 午前9時20分 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階 会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限比較価格	¥17,460,000-(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

上下水道事業公告第48号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

令和元年10月29日

(上下水道事業管理者)

大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	高5枝北片塩町地内管渠工事(59)・給配水管移設工事(G59)
2 工事場所	大和高田市 北片塩町 地内
3 工事期間	契約締結日から令和2年3月23日(月)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。 (2) 令和元年度大和高田市格付け等級がC級のものであること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこ

	<p>と。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査に合格するまで)の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとし、様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。(申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。)</p> <p>(4) 受付期間 令和元年10月30日(水)から令和元年11月6日(水)まで。 ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 上下水道部下水道課</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書(仕様書)の閲覧等</p>	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 令和元年10月30日(水)から令和元年11月8日(金)まで。 ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間</p>

	<p>午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 上下水道部下水道課</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 令和元年11月20日(水)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部下水道課 FAX 0745-52-1295</p> <p>(3) 回答期限 令和元年11月21日(木)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和元年11月25日(月)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和元年11月26日(火)午前9時40分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>

15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限比較価格	¥12,610,000- (消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

平成31年7月10日付け大和高田市公報第366号(正誤)

頁	行	誤	正
8	1	条例第9号	条例第10号
34	8	大和高田市立病院放射線障害予防規程の全部を改正する訓令	大和高田市立病院放射線障害予防規程